

令和3年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年9月14日

湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年9月14日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時37分

閉会 午前10時9分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午前9時37分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	阿部 武彦
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

3 議 案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第30号 農業経営強化基盤促進法第18号の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時37分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、12番 姉崎 与志弘 委員、13番 佐々木 昇 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は1件、面積31㎡であります。解約理由は第三者へ所有権移転するためであります。報告は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年9月14日提出。</p> <p>議案書4ページから5ページをご覧ください。所有権移転は5件、面</p>

	<p>積6,086㎡であります。申請事由は、申請番号第17号は農業廃止のため、その他の案件はすべて相手方の要望によるものです。申請番号第19号、21号は贈与であります。その他の案件の売買価格については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年9月14日提出。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が1件、面積は2,710㎡であります。新規の設定であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進</p>

議 長	<p>法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第29号の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。次に所有権移転について審議しますが、所有権移転整理番号第1号は8番 高橋 郁夫 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転整理番号第1号を審議しますので、8番 高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(8番 高橋 郁夫 委員、退席) (午前9時46分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長 阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画所有権移転整理番号第1号について、朗読説明)</p> <p>議案書8ページをご覧ください。所有権移転整理番号第1号は面積1,852㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業</p>

議 長	<p>経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第29号の所有権移転整理番号第1号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(8番 高橋 郁夫 委員、着席) (午前9時48分)</p>
議 長	<p>次に、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長 阿部班長	<p>阿部班長</p> <p>(議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)</p> <p>議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年9月14日提出。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)は1件、面積4,900㎡であります。貸付理由は経営縮小となっております。集</p>

	<p>積計画整理番号（転借人へ）は1件、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年9月14日提出。</p> <p>初めに5条賃貸借権設定申請番号第3号について説明させていただきます。議案書12ページ、議案付属資料は6ページから15ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。</p>

申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利を採取するための一時転用であります。

申請地は市立山田中学校から南に約1.2km、湯沢市役所から南西へ約4.0kmに位置し、東・南側は田、西・北側は道路に隣接しております。農地区分は農用地区域内農地であります。事業計画は、深さ●m、●m²を掘削し、陸砂利●m³を採取するものです。事業費は、用地借上経費●、造成・整地費●円、施設・建物建設経費●円、測量・登記経費●円、その他搬入経費●円、合計●円です。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ●mの防護柵を設けて事故を防止するとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために散水を行うこととしております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。このほか、市建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。

次に5条所有権移転申請番号第19号について説明させていただきます。議案書13ページ、議案付属資料は16ページから26ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●m²であります。

申請内容は、申請地を取得して新たに一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南へ約2.1km、市立湯沢南中学校から北へ約0.8kmに位置し、東側は道路、西側は水路、南・北側は雑種地に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域にある農地であることから第3種農地と判断しております。事業計画は、高さ●m、土量●m³の造成工事を行い、住宅●m²、駐車スペース●m²、通路スペース●m²、雪寄せ場・緩衝地●m²を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、建物建設経費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円となっております。被害防除計画については、東側は道路側側溝にコンクリート蓋を設置し、西・南・北側は造成工事にて締め固めるものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていることから許可相当と考えます。

次に5条所有権移転申請番号第20号、21号について説明させていただきます。議案書14ページ、議案付属資料は27ページから34ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、新たに一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南へ約2.4km、市立湯沢南中学校から北へ約0.6kmに位置し、東・南側は道路、西・北側は宅地に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域にある農地であることから第3種農地と判断しております。事業計画は、盛土等による造成は行わず、住宅●㎡、カーポートスペース●㎡、駐車スペース●㎡、通路スペース●㎡、緩衝地●㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、建物建設経費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円となっております。被害防除計画は、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に防除措置は行わないものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていることから許可相当と考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、6番 宮原 正明 委員から報告願います。

議長

(6番 宮原 正明 委員、挙手)

6番 宮原 正明 委員。

6番

議案第31号の現地確認について報告いたします。

8月27日、7番 沓澤 弥 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長

議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行い

<p>議 長</p>	<p>ます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時9分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年9月14日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 12番 姉崎志弘 

署名委員 13番 坂本 